# 小林市監查委員告示第5号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和4年12月19日

小林市監查委員 畠中 光男 小林市監查委員 坂下 春則

# 定期監査(前期)結果報告

## 1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

# 2. 監査を実施した監査委員

小林市監査委員 畠中 光男 小林市監査委員 坂下 春則

## 3. 監査の対象

令和4年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を 対象とした。ただし、補助金及び交付金に関する事務については、令和3年度 も対象とした。

〔総務部〕 財政課

[市民生活部] 生活環境課、税務課

〔健康福祉部〕 福祉課、長寿介護課、医療介護連携室、子育て支援課、 中央保育所、須木中央保育園、栗須保育園

〔須木庁舎〕 地域振興課、住民生活課、地域整備課

[教育部] 学校教育課、社会教育課、文化会館、スポーツ振興課、 小林学校給食センター、小林東方学校給食センター、 野尻学校給食センター、須木分室、野尻分室、野尻幼稚園

議会事務局

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

# 4. 監査の実施期間

令和4年9月20日から令和4年12月15日まで

## 5. 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入事務は、関係法令に基づき適時、適正に処理されているか。
- (2) 支出事務は、関係法令に基づき適時、適正に処理されているか。
- (3) 契約事務は、関係法令に基づき適正に処理されているか。
- (4) 公金及び準公金の管理は、適正に行われているか。
- (5) 歳入歳出外現金の管理は、適正に行われているか。
- (6) 情報セキュリティ対策は、適正に行われているか。
- (7) 内部統制の充実強化は、図られているか。
- (8) 昨年度の定期監査において指摘した事項は、改善されているか。

## 6. 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況及びその他関係 資料に基づき、監査委員が所属長及び主幹等から予算並びに事業の執行状況や 所管業務等の説明を受け、質疑応答方式により実施した。

併せて、関係諸帳簿等の全部又は一部の照合及び実査を行った。

なお、ヒアリングについては、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス 感染症予防対策として、3密回避及び時間の短縮を図るため、事前質問書の送 付や出席者の人数制限を行って実施した。

# 7. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、 おおむね適正に行われていると認めた。また、昨年度の指摘事項に対する改善 状況を重点項目として確認した結果、全体的におおむね改善されていた。

しかし、今年度も一部に改善又は検討を要する事項が見受けられた。内容を 十分に検討の上、必要な措置を講じるとともに、全庁的な共有を図りながら、今 後の適正な事務の執行に万全を期されたい。

改善又は検討を要する事項については、以下のとおりである。

なお、軽微な事項については、口頭で改善を要望したので、記述を省略する。

# (1) 着眼点における指摘・要望事項

#### 勤務管理について

時間外勤務手当の支給事務については、制度の理解不足に起因する指摘事項は減少しており、総務課による職員研修や指導が充実した結果と思われる。しかし、一部の課において、時間外勤務手当の支給誤り、勤務関係帳簿の誤り等、管理が適正になされていない状況が見受けられた。こうした状況の主な要因は、

各課における組織的な確認不足であり、内部統制が十分機能していないことに 起因するものと考えられる。

一方で、令和4年7月から勤務管理に係るシステムが本格稼働しており、出退勤時間の打刻による勤務時間の管理及び休暇申請等、これまで複数の簿冊に分かれていた勤務管理が一元化されることとなった。また、令和5年からは時間外勤務についてもシステム稼働する予定である。

各課においては、総務課が作成しているマニュアルの内容を確認し、正しく 理解するとともに、更なる適正な事務執行に努められたい。

## (2) 各課における指摘事項 (◎は昨年度と同様の指摘事項)

#### 財政課

○ 時間外勤務命令簿において、不適切な訂正(砂消しゴム)が1件見られた。

#### 生活環境課

◎ 時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが2件見られた。

## 税務課

○ 時間外勤務手当の支給事務において、過支給が1件見られた。

#### 福祉課

- ◎ 時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが1件見られた。
- 休暇簿において、総務課長の承認を受けずに特別休暇を取得していたものが 2件見られた。
- 現金領収帳において、未使用の領収原簿に出納員の記名が見られた。
- 国庫補助金の内示通知において、市長決裁を受けていないものが1件見られた。
- 準公金である「小林市戦没者追悼奉賛会」の出納事務において、収入伝票の 作成漏れにより、金銭出納簿の残高と通帳の残高に相違が見られた。

#### 長寿介護課

○ 県負担金の内示通知において、市長決裁を受けていないものが1件見られた。

#### 医療介護連携室

○ 準公金である「地域医療を考える会」の出納事務において、金銭出納簿が作成されていなかった。

## 子育て支援課

◎ 時間外勤務手当の支給事務において、支給漏れが1件見られた。

#### 中央保育所

○ 契約事務において、契約伺の決裁を受けずに契約しているものが1件見られた。

## 須木中央保育園

○ 休暇簿において、不適切な訂正(砂消しゴム)が1件見られた。

### 栗須保育園

○ 特に指摘する事項は認められなかった。

#### 須木庁舎 地域振興課

○ 休暇簿において、不適切な訂正(砂消しゴム)が1件見られた。

#### 須木庁舎 住民生活課

- 時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが2件見られた。
- 現金領収帳において、未使用の領収原簿に出納員の記名が1件見られた。
- 補助金の交付事務において、交付決定を行った事業計画の内容が変更になったにもかかわらず、計画変更などの手続きを行っていないものが1件見られた。

#### 須木庁舎 地域整備課

- 時間外勤務手当の支給事務において、支給漏れが1件見られた。
- ◎ 時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが2件見られた。

○ 県支出金(委託金)の請求に係る起案文書において、決裁日の不適切な訂正 (砂消しゴム)が1件見られた。

## 学校教育課

- 県支出金の収入事務において、調定がなされていないものが2件見られた。
- ◎ 委託料の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延(3か月以上)しているものが2件見られた。
- ◎ 時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが2件見られた。
- 在勤地内等旅行命令簿において、旅行命令を受けていないものが6件見られた。
- 旅行命令書において、保管されていないものが1件見られた。
- 貸与品台帳において、ゴム長靴の登載漏れが1件見られた。
- 行政財産の目的外使用に対する使用料(土地)の算定において、使用料の算 定誤りが2件見られた。

## 社会教育課

○ 特に指摘する事項は認められなかった。

#### 文化会館

- 時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが1件見られた。
- 在勤地内等旅行命令簿において、旅行命令を受けていないものが7件見られた。

### スポーツ振興課

- ◎ 委託金の収入事務において、調定の時期が遅延(3か月以上)しているものが1件見られた。
- 備品の管理において、備品シールの貼付漏れが4件見られた。
- 準公金である「こばやし霧島連山絶景マラソン大会実行委員会」の出納事務 において、支出伝票の命令印漏れが3件見られた。

## 小林学校給食センター

○ 予算執行何書において、部長の決裁漏れが1件、財政課長の合議漏れが2件 見られた。

## 小林東方学校給食センター

- 契約事務において、随意契約協議書の作成漏れが1件見られた。
- 休暇簿において、学校教育課長の承認を受けずに特別休暇を取得していたも のが3件見られた。

## 野尻学校給食センター

○ 貸与品台帳において、短靴の登載漏れが1件見られた。

## 教育部 須木分室

- ◎ 在勤地内等旅行命令簿において、旅行日の記入漏れが多数見られた。また、 不適切な訂正(砂消しゴム)が2件見られた。
- 現金領収帳において、表紙に市長名の記名漏れが見られた。また、使用済みの領収原簿に課長及びリーダーの押印漏れが1件見られた。

#### 教育部 野尻分室

- ◎ 時間外勤務手当の支給事務において、過支給が1件見られた。
- 現金領収帳において、未使用の領収原簿に出納員の記名が見られた。

#### 野尻幼稚園

○ 特に指摘する事項は認められなかった。

#### 議会事務局

○ 特に指摘する事項は認められなかった。

#### 選挙管理委員会事務局

○ 賃借料の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延(3か月以上)して いるものが1件見られた。

- 在勤地内等旅行命令簿において、旅行命令を受けていないものが多数見られ た。
- 郵便切手受払簿において、払高の記入漏れにより、現在高と実数が不一致の ものが1件見られた。

## 農業委員会事務局

- 予算執行伺書において、事務局長の決裁漏れが1件見られた。
- 旅行命令書において、命令内容の誤りが1件見られた。
- 現金領収帳において、使用済みの領収原簿に、課長及びリーダーの押印漏れ が複数件見られた。
- 貸与品台帳において、作業服の登載漏れが4件見られた。